

# 食物アレルギー給食実施基準

平成 31 年4月1日 一部改訂

今治市教育委員会

# 食物アレルギー給食実施基準

食物アレルギーのある児童生徒が、健全な学校生活を送ることができるよう、あくまでも集団の学校給食において可能な範囲の対応を行うことを前提とし、申し出のあった児童生徒に対して、次により食物アレルギーの給食への対応を実施する。

## 1 実施基準

- ① 医師の検査・診断により、はっきりと食物アレルギーと診断されていること。
- ② 原因食物が特定されており、医師から原因食物の除去指示があること。
- ③ 家庭においても除去を行う等、食事療法を行っていること。
- ④ 保護者が学校における食物アレルギー対応を希望していること。
- ⑤ 食物アレルギー個別対応票、診断書<sup>※1</sup>（医師による3か月以内のもの）の提出があること。
- ⑥ 保護者・学校（学校長・学級担任・給食主任・養護教諭・栄養教諭又は学校栄養職員教育委員会（調理場））の三者が連携を図れること。

※1：診断書は学校生活管理指導表又は、アレルギー除去に関する連絡書（主治医意見書）等とすることができる。

医師による3か月以内のものとは、面談日や診断書の提出日を基準とする。

症状等は変化するため、毎年度の提出を依頼する。また、年度内に症状に変化のあった場合もその都度提出を依頼する。

ただし、医師の診断書の再評価の日までに期間がある場合は、再評価の日までを有効期間とし、面談時に医師の診断書の内容に変化のないことを確認する。医師の診断書の再評価の日までに期間がある場合でも、症状に変化のあった場合はその都度提出を依頼する。

## 2 基本方針

学校給食における食物アレルギー対応の実施は【**最優先は安全性**】を原則とする。

- ① コンタミネーション及びキャリーオーバーや調味料、だし、添加物等、極微量で反応が誘発される可能性がある場合は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味し、対応が不可能である。
- ② 原因食物が多岐に渡る場合は、原因食物によっては対応が不可能である。
- ③ 原因食物を「提供するかないかの二者択一」を原則的な対応とすることが望ましい。
- ④ 学校および調理場の施設整備・人員等を考慮し、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- ⑤ 「そば」「ピーナッツ（落花生）」は、年間を通じて献立に使用しない。
- ⑥ 新規に症状を誘発するリスクが高い食品（カシューナッツ・アーモンド・ごまなどの種実類、キウイフルーツ等）の提供については、喫食経験があることを確認するなど十分に配慮する。

## 3 対応内容

受け入れの調理場の規模、施設設備、アレルギー対応状況等により、対応の可否、内容が異なるが、基本的には以下の対応とする。

- 通常の献立からの除去を基本とする。
- 通常食と同一調理場で調理し、食器具類も同じものを使用する。
- 代替食を家庭から持参することも可能であるが、衛生及び保管に十分配慮する。
- 牛乳（200ml）及びパンのみ給食費の減額措置を行う。

【減額措置取扱マニュアル参照】

※パンについては、練りこみパンの材料に原因食物がある場合は、代替として原因食物を含まないパンを提供するため、減額対象には該当しない。

- 「家庭から持参の弁当で対応」に決定した児童生徒で、給食で牛乳のみの提供を希望した場合は対応可能とする。費用については、牛乳代金のみ徴収する。

※毎年度初めの学校給食用物資供給価格の暫定単価の銭以下切り下げとし、年度末に補正額が生じた場合は、精算の対象としない（単価の変更無し）

#### 4 給食費

牛乳（200ml）及びパンのみ給食費の減額（年度末の精算）の対象とし、その他の食材の除去・代替等については、個別に正確な食材費の算出が困難なため、通常の給食費を徴収する。

#### 5 実施までの手順

##### 新入児童（生徒）

##### ① 10月から11月

児童生徒の保護者より学校長への申し出

- ・学校給食における食物アレルギー給食対応実施希望について（様式1-2 新規児童生徒用）  
（様式1-2）

##### ② 1月までに

学校給食において、食物アレルギー対応をするかしないかを検討し決定

（食物アレルギー対応委員会）

##### ③ 1月から3月

●面談の日程調整を行う。（必要に応じて随時実施する）

- ・学校給食における食物アレルギー対応の面談について（日程調整）（様式2）

- ・学校給食における食物アレルギー対応における面談の実施について（様式3）

●学校（養護教諭・給食主任等、栄養教諭又は学校栄養職員）教育委員会事務局（調理場）で面談をし、アレルギーの状況、対応内容等について話し合う。

- ・食物アレルギー個別対応票（学校保管用）（様式5）

・医師の診断書（毎年度及び症状に変化があった場合は、その都度提出を依頼する。ただし、医師の診断書の再評価の日までに期間がある場合は、再評価の日までを有効期間とするが、症状に変化があった場合はその都度提出を依頼する。）

- ・打合せ記録表（様式6）

##### ④ 3月中

個別対応の内容を検討し決定（食物アレルギー対応委員会）

学校給食における食物アレルギー対応決定通知書（様式7）を保護者へ送付する。

##### ⑤ 3月中

家庭との密な連絡

- ・献立材料表 規格書
- ・献立材料表確認表（様式10）

##### ⑥ 4月

食物アレルギー給食実施

##### 小学校6年生（中学校進学にむけて）

##### ① 2月上旬

中学校進学のため、6年生全児童対象に新規で対応希望調査を実施

児童生徒の保護者より学校長への申し出

- ・学校給食における食物アレルギー給食対応実施希望について（様式1-2 小学校6年生用）  
（様式1-2）

※小学校の栄養士から進学先中学校担当の栄養士へ引継ぎを行う

② 2月中

学校給食において、食物アレルギー対応をするかしないかを検討し決定

(進学先の中学校食物アレルギー対応委員会)

③ 3月中

●面談の日程調整をおこなう。(必要に応じて随時実施する)

・学校給食における食物アレルギー対応の面談について(日程調整)(様式2)

・学校給食における食物アレルギー対応における面談の実施について(様式3)

●学校(養護教諭・給食主任等、栄養教諭又は学校栄養職員)教育委員会事務局(調理場)で面談をし、アレルギーの状況、対応内容等について話し合う。

・食物アレルギー個別対応票(学校保管用)(様式5)

・医師の診断書(毎年度及び症状に変化があった場合は、その都度提出を依頼する。ただし、医師の診断書の再評価の日までに期間がある場合は、再評価の日までを有効期間とするが、症状に変化があった場合はその都度提出を依頼する。)

・打合せ記録表(様式6)

④ 3月中

個別対応の内容を検討し決定(食物アレルギー対応委員会)

学校給食における食物アレルギー対応決定通知書(様式7)を保護者へ送付する。

⑤ 3月中

家庭との密な連絡

・献立材料表 規格書

・献立材料表確認表(様式10)

⑥ 4月

食物アレルギー給食実施

**継続・進級児童生徒**

① 12月

児童生徒の保護者より学校長への申し出

・学校給食における食物アレルギーのお子様への対応について(継続児童生徒)(様式4)

・食物アレルギー個別対応票(学校保管用)(様式5)作成済みのもの<sup>\*1</sup>

※1 作成済みの食物アレルギー個別対応票に加筆修正を依頼する。

② 1月から3月

●面談の日程調整をおこなう。(必要に応じて随時実施する)

・学校給食における食物アレルギー対応の面談について(日程調整)(様式2継続進級用)

・学校給食における食物アレルギー対応の面談の実施について(様式3継続進級用)

●学校(養護教諭・給食主任等、栄養教諭又は学校栄養職員)教育委員会(調理場)で面談をし、アレルギーの状況、対応内容等について話し合う。

・食物アレルギー個別対応票(学校保管用)(様式5)

・医師の診断書(毎年度及び症状に変化があった場合は、その都度提出を依頼する。ただし、医師の診断書の再評価の日までに期間がある場合は、再評価の日までを有効期間とするが、症状に変化があった場合はその都度提出を依頼する。)

・打合せ記録表(様式6)

③ 3月中

個別対応の内容を検討し決定（食物アレルギー対応委員会）  
学校給食における食物アレルギー対応決定通知書（様式7）を保護者へ送付する。

④ 3月中

家庭との密な連絡  
・献立材料表 規格書  
・献立材料表確認表（様式10）

⑤ 4月

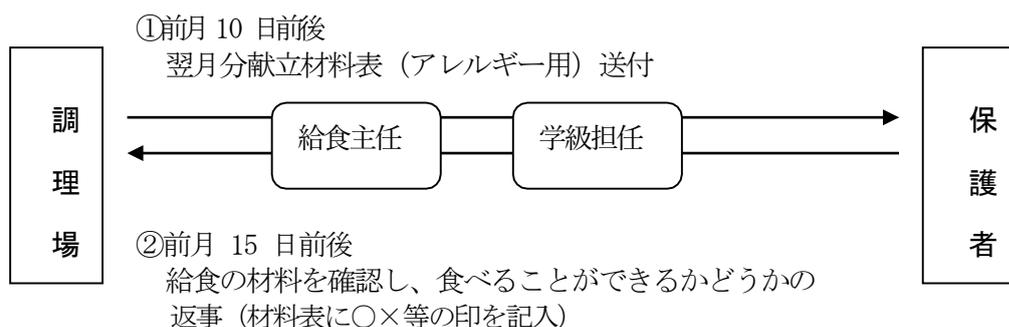
食物アレルギー給食実施

食物アレルギー対応を実施していない在学児童生徒

アレルギー対応希望調査を実施している事を周知する。  
学校給食における食物アレルギー給食対応実施希望について（様式1-2 在学児童生徒周知文）

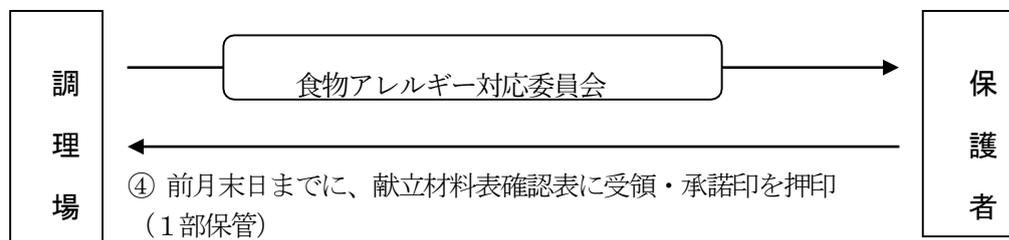
6 給食実施の具体的な流れ

○ 給食内容の連絡



○ 除去及び代替対応の連絡

③前月 20 日前後  
除去及び代替の内容について連絡  
決定した除去及び代替の内容について必要部数コピーし送付



7 各分野の具体的な展開

○ 食物アレルギー対応委員会

学校給食における食物アレルギーの対応について協議、決定を行う。

○ 調理場

・栄養量、食品構成及び食物アレルギー対応に配慮した献立を作成する。  
・学校給食における食物アレルギー対応給食実施にあたり、アレルギー給食献立材料表の作成及び配布を行う。

- ・対象者への個別指導及びその保護者への指導・助言を行う。
- ・アレルギー給食献立材料表及び学校給食アレルギー対応チェック表（様式8）に基づいて調理する。
- ・食札（様式9）で誤配のないことを確認し、学校給食アレルギーチェック表（様式8）によりチェックする。

○ 学校

- ・保護者からの申し出の受理
- ・実施にあたり、給食主任、学級担任は、アレルギーの状況及び調理場より配布のアレルギー給食献立材料表及び学校給食アレルギーチェック表（様式8）により給食内容を把握し、給食指導、配膳指導を行う。
- ・学級担任は、アレルギーの児童生徒が精神的負担とならないよう配慮し、周りへの理解を促す。
- ・調理場・家庭の連絡の窓口となる。

○ 保護者

- ・食物アレルギーの状況及び家庭での食事内容等について説明する。
- ・調理場より配布のアレルギー給食献立表で原因食物となる食品を確認する。児童生徒の体調に変化がある場合には、速やかに連絡する。
- ・除去食により不足する栄養素については、家庭において配慮をする。
- ・学校・家庭・調理場の連携への理解・協力

平成18年4月1日 制定

平成25年4月1日 一部改訂

平成28年6月14日 一部改訂

平成30年4月1日 一部改訂

平成31年4月1日 一部改訂